

## 15. NPO 法人はいろいろな役所に書類を提出しますが、どのような役所にどのような書類の提出が必要なのですか？

### ①所轄庁

NPO 法人の認証の申請手続きや、認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人の認定申請のほか、毎事業年度に事業報告書等を提出します。提出先となる NPO 法人の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事、又は指定都市の長ですが(NPO 法 9 条)、行政の権限委譲によっては、それ以外の市区町村長の場合もあります。

### ②税務署

法人税や所得税、消費税など国に対して支払う税金を取り扱うところです。給与の支払をするようになった場合、法人税法上の収益事業を開始した場合に届出が必要になります。NPO 法人の所轄税務署は、主たる事務所が所在する地域を所轄する税務署です。

税務署の所在地は [こちら](#)で確認できます。

### ③都道府県税事務所や市町村役場

法人都道府県民税や法人事業税などの各都道府県に支払う税金や、法人市町村民税を取り扱います。NPO 法人を設立したら、主たる事務所と従たる事務所の所在地の都道府県税事務所と市町村役場に、法人税法上の収益事業を行っていない場合にでも「事業開始等届出書法人設立届」を提出しなければなりません。また、法人税法上の収益事業行っていないため、法人都道府県民税や法人市町村民税の均等割の免除等を受ける場合には、免除等申請をする必要があります。

都道府県税事務所の所在地は[こちら](#)で確認できます。

### ④法務局

法人設立時の設立登記手続き及び登記事項に変更が生じたときに変更登記手続きをするところです。法務局の所在地は[こちら](#)で確認できます。

### ⑤労働基準監督署

労働基準法およびその関連する法令の施行に関する事項を担当するところで、労災保険の手続きなどを行います。

所在地は[こちら](#)で確認できます。

### ⑥公共職業安定所(ハローワーク)

職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関です。雇用保険の手続きを行います。

所在地は[こちら](#)で確認できます。

### ⑦全国健康保険協会

民間企業で健康保険組合に加入していないような中小企業の場合、国民皆保険の原則から全国健康保険協会(愛称「協会けんぽ」)に加入することとなります。旧政府管掌健康保険より移管を受けて誕生した組織です。所在地は[こちら](#)で確認できます。

### ⑧日本年金保険機構

社会保険庁の廃止により公的年金業務(厚生年金及び国民年金)の運営を担う組織として誕生した組織です。健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の手続きは、各地の年金事務所で行います。所在地は[こちら](#)で確認できます。